

マイカーローン

(令和5年4月1日現在)

商品名	オートローン
ご利用 いただける 方	<p>○当JAの組合員の方。(組合員以外の方につきましては、出資金1口1,000円以上いただいております。)</p> <p>○お借入時の満年齢が18歳以上、完済時の年齢が80歳以下の方。 20歳未満の場合は法定相続人である親権者を連帯保証人として徴求する。</p> <p>○安定・継続した収入がある方。</p> <p>○当JAが指定する保証機関(株式会社ジャックス)の保証が受けられる方。</p> <p>○地区内に居住または勤務している方。</p> <p>○新卒者の方で、就職先の内定が確定している方。 ※新卒者とは、3月に高校、専門学校、短大、大学(院)のいずれかの学校を卒業予定で、 同年4月に就職する方。</p> <p>○その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金が対象です。ただし、営業用自動車(軽を除くトラック・商用車など)や投機など不健全な資金は除きます。</p> <p>①自動車・バイク・除雪機・スノーモビル・モーターボート等(中古車を含む)のご購 入資金(カーナビ・タイヤホイール等のカー用品含む)</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金(ただし保険掛金単独の申込みは不可)</p> <p>③運転免許の取得のためのご資金、自宅に併設するカーポート等軽微な建築費用</p> <p>④融資実行後に購入予定のカー用品(カーナビ等)のご購入資金(オプションプラス) 但し、30万円を上限とし、顧客口座振込を可能とします。</p> <p>⑤オートローン借換費用 金利の軽減が見込める先。</p> <p>⑥ディーラー系等の残価(保証)設定型オートローンの残価部分の借換 なお、業者等への振込を原則とします。(オプションプラスを除く)</p>
借入金額	<p>○10万円以上1,000万円以内(1万円単位)とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、借換資金の場合は、借換対象ローン一括償還金額を上限とします。</p>
借入期間	<p>○6ヶ月以上15年以内とします。(1ヵ月単位) ただし、借換資金の場合は、既に返済した期間を含めず、15年以内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】 お借入後の利率については、4月1日、10月1日現在の当JAが定める短期プライムレートを基準として、年2回見直しを行います。4月1日基準の融資利率は6月約定返済期日の翌日から、10月1日基準の融資利率は12月約定返済期日の翌日から適用されます。 ボーナス返済における新利率の適用開始日は6月および12月の約定返済期日に 対 応する日の翌日となります。 ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用金利を変更する 場</p>

	<p>合があります。</p> <p>【固定金利型】 当初のお借入利率を，完済時まで適用いたします。 ○金利は店頭に掲示します。詳細については，当 J A の融資窓口へお問い合わせください。</p>
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし，毎月返済方式，特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え 6 ヶ月ごとの特定月に増額して返済する）のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので，原則として保証人は不要です。 ただし，次の場合は連帯保証人を必要とします。 ①対象者が未成年の場合。（法定代理人である親権者を連帯保証人とします。） ②保証機関が必要と判断した場合。
必要書類	①運転免許証（写）または健康保険証（写） ②所得証明書 ・給与所得の場合は源泉徴収票（写） ・自営業の場合は確定申告書（受付印のあるもの）（写） ※200 万円以下の借入は，所得証明書類は不要 ③注文書または見積書 ④借換の場合 ・償還表などの返済明細書（写） ・残高証明書（返済明細書で確認できる場合は不要） ・通帳など直近 6 ヶ月以内の返済状況を証する資料（写） ⑤新卒者の場合は，学生証（写）と就職先からの内定通知書（写） ⑥その他 J A が必要とする書類
保証料	○後払い（※） 金利に含まれます。 ※保証料はお借入額等によって異なりますので，詳しくは当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
手数料	○ご返済期間終了までの間において，全額繰上返済をされる場合のみ，融資残存期間が 1 年以上のものは 2,200 円，1 年未満のものは 1,100 円を事務手数料として徴収いたします。 ○一部繰上償還につきましては，事務手数料は徴収いたしません。
付帯サービス	○本ローンには次の付帯サービスが付いています。 ・ロードアシスタントサービス（ただし融資期間内とさせていただきます。）
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては，当組合本支店（所）または金融推進課（電話：018-832-6617）にお申し出ください。 当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し，迅速かつ適切な対応に努め，苦情等の解決を図ります。 また，J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも，苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置

	<p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当組合金融推進課またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当J Aおよび当J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A秋田なまはげ